

防衛省を退職された皆様へ

今般、日常的に機微な情報を取り扱う部隊指揮官であった海上自衛隊 1 等海佐が、かつて職務上の上司であった元防衛省職員と 2 人きりで面会し実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密等の情報を漏らした事案を受け、令和 4 年 1 2 月 2 6 日、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（長：防衛副大臣）を設置し、同委員会において、再発防止に係るより実効性のある具体的な方策について検討を行い、以下の措置を講ずることといたしましたので、お知らせします。

【ブリーフィング】

- ① 日常的に機微な情報を取扱う部署に所属する職員（以下「情報部署の職員」という）は、元防衛省職員に対するブリーフィングの実施が禁止となります。
- ② 情報部署以外の職員についても、元防衛省職員に対しブリーフィングを実施する場合、現職職員は、事前の許可及び実施結果の報告が必要となります。
- ③ 元防衛省職員からのブリーフィングの依頼を受け付け、所要の連絡調整を行う部署（次項参照）を指定しましたので、ブリーフィングの依頼の際は、当該部署へ連絡をお願いします。

【面会】

- ① 情報部署の職員が元防衛省職員と面会する場合、現職職員は、事前の許可及び面会結果の報告が必要となります。
- ② 情報部署の職員以外の職員についても、元防衛省職員と面会する場合、現職職員は、面会結果の報告が必要となります。

※ 許可を得て実施するブリーフィング及び面会においても、特異な情報提供等の働き掛けがあった場合には、直ちに中止させていただきます。

なお、今回の措置により、防衛省・自衛隊の施策等に対する皆様の理解の妨げにならないよう、対外的に公表可能な資料を用いて、情報発信を積極的に実施してまいります。

防衛省を退職された皆様へ

● 連絡調整を行う部署について

以下の5部署の中から、ブリーフィングの実施を希望する部署へ連絡をお願いします。

- 1 **大臣官房文書課**【本省内局、防大、防医大、防研、統幕、監本及び地方防衛局にブリーフィングを希望する場合】
連 絡 先：（直通）03-5229-2141
メールアドレス： briefing.request @ext.mod.go.jp
- 2 **陸上幕僚監部監理部総務課**【陸幕及び陸自の部隊等にブリーフィングを希望する場合】
連 絡 先：（代表）03-3268-3111 内線40137
メールアドレス： briefing.request @ext.gso.mod.go.jp
- 3 **海上幕僚監部総務部総務課**【海幕及び海自の部隊等にブリーフィングを希望する場合】
連 絡 先：（直通）03-5269-5140
メールアドレス： briefing.request @ext.mso.mod.go.jp
- 4 **航空幕僚監部総務部総務課**【空幕及び空自の部隊等にブリーフィングを希望する場合】
連 絡 先：（直通）03-5227-2202
メールアドレス： briefing.request @ext.aso.mod.go.jp
- 5 **防衛装備庁長官官房総務官**【装備庁にブリーフィングを希望する場合】
連 絡 先：（代表）03-3268-3111 内線35123
メールアドレス： briefing.request @ext.atla.mod.go.jp

■ブリーフィングの依頼について

○**ブリーフィングの依頼**は、下記リンク先からお願いします。

※<https://www.mod.go.jp/j/presiding/service/briefing/index.html>

○**上記にて依頼が難しい方は、電話**にて対応しますので、次の項目について教えてください。

- ①ブリーフィングを希望する日時、場所
- ②ブリーフィングを希望する方の名前、現在の勤務先、退職時の所属及び役職（階級）
- ③ブリーフィングを依頼する理由（目的）、ブリーフィングの内容 等

防衛省を退職された皆様へ

○自衛隊法、特定秘密の保護に関する法律及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に基づく守秘義務については、退職後も在職中と同様に負っております。在職中に知ることのできた秘密を漏らした場合、関連の法律に基づき、刑事上の処罰の対象となる可能性があります。

○元防衛省職員が、過去の職務上の上下関係を利用するなどして、職員に対して秘密情報の提供を求める行為は、秘密情報の漏えいの教唆として、刑事上の処罰の対象となる可能性があります。

○当該情報提供の依頼により、職員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、免職等の重処分を受けることとなり、職員の業務及び生活に深刻な影響を生じさせることとなります。

(参考) 各秘密区分ごとの罰則等

区分	特定秘密	特別防衛秘密	省秘	注意	部内限り
根拠	特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号)	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)	秘密保全に関する訓令 (平成19年防衛省訓令第36号)	取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(防防調第4608号。19.4.27)	
定義	我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、特に秘匿が必要なもの(防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定により供与された装備品等の性能等に関する事項等で、公になっていないもの	国の安全又は利益に関わる事項であって、関係職員以外に知らせてはならないもの	当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの	防衛省の職員以外の者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの
罰則	・ <u>10年以下の懲役</u> 等(未遂犯、過失犯も処罰) ・教唆、煽動： <u>5年以下の懲役</u>	・ <u>10年以下の懲役</u> 等(未遂犯、過失犯も処罰) ・教唆、煽動： <u>5年以下の懲役</u>	・ <u>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</u> (未遂犯、過失犯は処罰なし) ・教唆、ほう助： <u>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</u> ※自衛隊法第59条(守秘義務)違反として、同法第118条の罰則が適用	・自衛隊法第59条(守秘義務)違反として、 <u>同法第118条の罰則の適用を受ける場合</u> がある。	